

平成29年度 高圧ガス保安法コンビナート事業所立入検査結果のまとめ

【対象事業所の概要】

今回、立入検査の対象としたコンビナート等保安規則（コンビ側）第二条第22号で定められた特定製造事業所全22事業所の概要は次のとおり。

1 事業所数

神奈川県工業保安課で所管するコンビ側事業所は川崎市・横浜市に54事業所あり、認定事業所は12事業所ある。その内、今回の立入検査では22事業所を対象として行っており、石油コンビナート等災害防止法（石災法）についても対象となっている事業所は15事業所であった。

【調査結果の概要】

1 製造施設の取替え工事を行う場合の手続きについて

1 高圧ガス保安法に基づく手続きの要否を確認する体制が確立されているか

要否を確認する部門は、環境保安グループ、設備管理グループ、などの環境安全部門であった。

確認の要否を判断する基準は、設備変更実施要領に基づく確認やメーカーに問い合わせで判断しているなどあった。

2 工事計画書等のおり、工事が適切に実施されたことを確認しているか。

工事の確認を行う部門は、環境保安グループ、設備管理グループ、環境施設課、保安監督者、メーカーなどであった。

高圧ガス配管のパッキンの取替え等手続き不要な工事の場合の確認方法は、高圧ガス保安法の手続きが必要な場合と同様に環境保安グループ、設備管理グループ等が確認していた。

3 製造施設の変更管理に係る危害予防規程の関連規程は存在するか。

どの事業所も製造施設の変更管理に係る関連規定はあり、高圧ガス施設運転基準、高圧ガス施設維持基準、高圧ガス定期自主検査基準、高圧ガス修理作業基準、異常状態応急措置基準、完成検査規程、保安管理マニュアル、変更管理に係る規定として工事安全管理基準などがあった。

4 組織改編等に伴い危害予防規程の見直しを実施しているか。

どの事業所も、一定期間ごと、または、変更の都度で見直しを行っているとのことであった。